

判決年月日	平成28年8月24日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(行ケ)10245号		

○ 名称を「臀部拭き取り装置並びにそれを用いた温水洗浄便座及び温水洗浄便座付き便器」とする発明について、新規事項の追加はなく、かつ、サポート要件を充足し、また、進歩性も認められるとして、無効審判請求を不成立とした審決を、新規事項の追加の有無及びサポート要件の充足の有無の判断に誤りがあるとして、取り消した事例

(関連条文) 特許法17条の2第3項、36条6項1号、123条1項1号

(関連する権利番号等) 無効2015-800036号、特許第4641313号

判 決 要 旨

被告は、名称を「臀部拭き取り装置並びにそれを用いた温水洗浄便座及び温水洗浄便座付き便器」とする発明についての本件特許(特許第4641313号)の特許権者である。原告が、本件特許の無効審判請求をしたところ(無効2015-800036号)、特許庁は、無効審判請求を不成立とする審決をした。

本件発明は、便座と便器との間の間隙から、トイレットペーパーを取り付けた拭き取りアームが移動してきて、自動的に利用者の臀部を拭き取る装置に係るものである。本件発明については、当初明細書等によれば、便座と便器との間の間隙は、便座昇降部により便座が上昇した際に生じるものとされていたが、その後、当該間隙が、便座昇降部により便座が上昇した際に生じるもの以外も含むように補正され、そのまま特許が設定登録された。

審決は、便座に座ったままの状態でも水滴や汚れの拭き取り作業を行うことができる臀部拭き取り装置を提供するという本件発明の目的からみて、便座昇降部は必要なものではなく、また、便座昇降部によらずに便器と便座との間に間隙を設けることは、本件特許出願前に公知であったから、便座昇降部により便座が上昇された際に生じるものに限定されない便器と便座との間隙は、当初明細書等に実質的に記載されていたといえ、新規事項の追加はないと判断した。また、本件特許の特許請求の範囲の記載も、サポート要件を充足するとした。

本判決は、次のとおりの認定判断をして、上記審決の判断には誤りがあるとして、これを取り消した。

① 便器と便座との間隙を形成する手段として、便座昇降装置のみをその技術的要素として特定する発明について、便座昇降装置以外の手段を導入することは、新たな技術的事項を追加することであり、本件補正は、新規事項の追加となる。その手段が公知であることは、新規事項の追加にあたらないとする理由にはならない。

② 補正後の明細書にも、便座昇降装置により便座が上昇された際に生じる便器と便座との間の間隙以外の間隙を設ける手段の記載はなく、この点に係る技術常識があるとは認められないから、本件発明は、明細書の発明の詳細な説明に記載したものではない。